



# 死後事務委任契約の 注意点

伊勢田 篤史 Iseda Atsushi 弁護士・公認会計士

「相続で苦しめられる人を0に」という理念を掲げ、「終活弁護士」として、相続問題の紛争予防対策に力を入れている

## はじめに

もしも自分に万が一のことがあったら……

特に、一人暮らしで身寄りのない人であれば、誰もが一度は考える問題でしょう。このような問題に対する1つの解決策として、「死後事務委任契約」が注目されるようになりました。

本稿では、相談者が消費生活センターに訪れ、消費生活相談員(以下、相談員)が対応している設定で、想定問答の形式により死後事務委任契約の内容や契約時の注意点について解説します。

本稿が死後事務委任契約に関する相談対応の一助となれば幸いです。

### 国民活子さん(以下、活子さん)のケース

- ・75歳女性、首都圏在住。
- ・内縁関係のパートナーと死別、結婚歴はなく、子どももいない。
- ・半年前にペースメーカーを入れたことをきっかけに、「終活」に興味を持ち始めた。

## 死後事務委任契約とは？

**活子さん**：独身で身寄りもないのですが、私が死んだ後のことが心配で……。

**相談員**：何か具体的に心配されていることはありますか。

**活子さん**：まずは、葬儀ですね。火葬や埋葬等はどうなるか心配です。そもそも部屋で孤独死して誰にも気づかれないなんてことも考えられますよね。後は、家財等の処分も心配です。私は、長年借家に住んでいるので、明け渡しはどうしたらよいか気になります。

**相談員**：いわゆる死後の事務手続等に関するものですね。活子さんのご心配されている件につ

きましては、「死後事務委任契約」を活用されることで対策をすることが可能です。

**活子さん**：しごじむいにんけいやく？

初めて聞きました。どのような契約ですか？

**相談員**：「死後事務委任契約」は、読んで字のごとく、ご自身の「死後」の「事務(手続)」を、第三者に「委任(依頼)」する契約のことです。

一般的に委任される「事務(手続)」としては、次のようなものが挙げられます。

### <死後事務委任契約で委任される死後事務の内容>

- ① 葬儀・火葬・埋葬
- ② 埋葬後の墓の管理等
- ③ 住居の明渡し、残置物の処分
- ④ 親族等関係者への連絡
- ⑤ 医療費や施設利用料等の精算・支払い
- ⑥ ペットの引渡し
- ⑦ 行政機関への届出等
- ⑧ 遺品整理、デジタルデータの処分
- ⑨ ウェブサービスの解約等

**活子さん**：死後のさまざまな事務手続をお願いすることができるということですね。

ちなみに、死後事務委任契約を締結していなかった場合には、どうなるのでしょうか。

**相談員**：身寄りのない人の場合には、自治体等が戸籍から親族を調査し、親族等に対して、ご遺体の引き取りや火葬の依頼がなされます。親族等がいなかった場合には、自治体でご遺体を引き取り火葬・埋葬を行うことになるようです。

**活子さん**：では、私の借りている家はどうなるのでしょうか。

**相談員**：家主は、活子さんの自宅の私物等を勝手に処分できないので、弁護士等に依頼して、法的手続をとるかたちになるかと思えます。



**活子さん**：まわりに迷惑をかけないために、きちんと対策をしておかないといけませんね。

## 死後事務委任契約を考えておくべき人

**活子さん**：死後事務委任契約って、どんな人が考えておくべきですか。

**相談員**：万が一の際、死後の事務手続の対応を頼める身近な親族等がない人のほか、法律婚ではないパートナーに任せたい人などが考えておくべきものと思います。なお、身近な親族等はいなくても、相続する権利を持つ「相続人」がいるケースは少なくないので注意が必要です。相続人は、相続の関係から、死後事務に関わらざるを得ないケースもあるためです。

**活子さん**：身近な親族がない場合には、相続人もいないことになるのではないですか？

**相談員**：必ずしもそうとは言いきれません。相続人がいない典型例は、兄弟姉妹（以下、きょうだい）のいない一人っ子で、配偶者も子もおらず、両親が既に他界されている場合などで、それ以外の人は基本的には相続人がいるものと思います。ただ異母（父）きょうだい等も相続人になりますので、例えば、ご両親が再婚の場合、前妻（夫）との間にお子さんがいれば、相続人がいることとなります。

**活子さん**：そういえば……父は、母と再婚だったような。

**相談員**：相続人の有無は、死後事務委任契約の内容にも影響を与えるので、一度しっかりと調査されるとよろしいかと思います。具体的には、ご両親の戸籍をたどって、相続人調査を行うこととなります。

**活子さん**：仮に、異母（父）きょうだいがいたとしても、私の死後のことはやってくれないでしょうから、「死後事務委任契約」をしっかりと考えないといけませんね。

あれ？ でも、相続人がいる場合、私の財産は、その異母（父）きょうだい等が相続することになるのでしょいか。

**相談員**：はい、遺言等で生前対策していない限

りは、そういうことになりますね。

**活子さん**：いざ終活について考え始めると、いろいろと考えなければならないことが多いですね。

## 死後事務委任契約を締結する際の注意点

**活子さん**：万が一のときのために、「死後事務委任契約」を考えてみようと思いますが、どんなところに注意すればよいですか。

**相談員**：では、5W1Hをベースに、①いつ、②誰と、③どこで、④何を、⑤なぜ、⑥どのように、という視点で考えてみましょう。

まずは、「①いつ」契約するか、ですね。

**活子さん**：今でしょ！

**相談員**：はい、まったくそのとおりです。生きているうちに契約する必要がありますが、夏休みの宿題のように「後回し」になりがちですので、「思い立ったが吉日」で実行に移すことが大事です。後は、「認知症」になる前に契約をしておく必要がありますね。

**活子さん**：認知症になったら、契約できなくなるのでしょうか。

**相談員**：できなくはないですが、せっかく契約しても無効となるおそれもあるため、判断能力が十分なうちに契約しておくといよいでしょう。

**活子さん**：気がついたら認知症が進んでいて何も対策できなかったという話は、私もよく聞くので、気をつけないといけませんね。

**相談員**：次に、「②誰と」契約するか、ですね。

基本的には、a.弁護士、司法書士、行政書士といった「士業の人」や高齢者の支援サービスなどを提供する各種団体等の「専門家等」に依頼するケース、b.信頼する友人知人やパートナー（以下、親しい人）に依頼するケースの2パターンかと思えます。

a.の場合は、法律や手続きに精通しているので、適切かつ迅速に対応してもらえ、法的な問題やトラブルを未然に防ぐことができるなどがメリットですが、相応の費用が発生します。

一方でb.の場合は、自分の死後の対応を懇意



にしている人に対応してもらえることがメリットといえますが、死後手続等の対応に不備がでてしまう可能性もあります。

**活子さん**：なるほど。士業の人や専門家等に依頼する場合、何か注意点はありますか。

**相談員**：懇意にされている士業の人がいらっしゃれば、その人に依頼されるのがよろしいかと思えます。そのような人がいらっしゃらない場合には、依頼を検討する士業の人や専門家等の「死後事務委任契約」の実績を確認されるとよいでしょう。特に、実際の「事務手続対応」の実績まで確認されると安心です。

ちなみに、親しい人に依頼する場合には、必要なきに士業の人に入ってもらう方法もあります。ただその人との関係もあるので、しっかりと協議をされたうえでお願いするとよいでしょう。

続いて「③どこで」契約するかですが、契約書の取り交わしは公証役場で行うとよいです。

**活子さん**：遺言書などを作ってくれる公証役場ですか。

**相談員**：はい、そうです。死後事務委任契約自体は、口頭による合意でも成立しますが、公証役場で、中立的な第三者である公証人に関与してもらうことで、委任者(死後事務委任を依頼する側を指します、以下同じ)の生前の意思を明確にすることができ、かつ適法な契約であることを担保することができるため、トラブルを避けることが可能となります。

**活子さん**：想定されるトラブルは、具体的にはどのようなものになりますか？

**相談員**：例えば、委任者に相続人がいる場合、相続人から、「死後事務委任契約は無効だ」などと争われることが想定されます。

また、死後の事務手続を進めるうえで、公証役場で作成してもらった公正証書による契約書を持参しているケースとそうでないケースとでは、相手方からの対応に大きな差が出てしまうことも考えられますね。

**活子さん**：仮に、私に相続人がいた場合、私の権利を相続したとして、死後事務委任契約を解除

されてしまう、なんてことにはなりませんか？

**相談員**：鋭い質問ですね。

委任者の死後、相続人から、死後事務委任契約が解除されることを制限することは可能とされています。契約書を作成する際、きちんと解除制限特約を盛り込んでおくといよいでしょう。

**活子さん**：契約書の作成については、きちんと士業の人に相談したほうがよいですね。

**相談員**：「④何を」依頼するか、については、最初にお伝えしたとおり「死後の事務手続」を依頼することになります。事前準備等もあるため、依頼事項は、具体的に決めていく必要があります。事前準備等と合わせて、最終的な契約締結に1～2カ月程度かかることも多いです。

**活子さん**：死後事務委任契約の中で、私の遺産を誰々に渡してほしいということをお願いすることはできますか？

**相談員**：遺産の相続や贈与については、遺言書や契約書によって行う必要があるのですが、基本的に、死後事務委任契約では対応できません。過去に、死後事務委任契約による友人等への謝礼の支払いを有効と認めた判例もありますが、士業の人と相談のうえで、遺言書と死後事務委任契約とをうまく使い分けるとよいでしょう。

**活子さん**：遺言書と死後事務委任契約とでは、適用範囲が異なるわけですね。

**相談員**：続いて、「⑤なぜ」依頼するかですが、端的には、「立つ鳥跡を濁さず」という考えによるものかと思えます。

最後は、「⑥どのように」死後事務を委任するかです。詳細については、受任者と協議のうえで決定していく流れですが、「費用の問題」と「その他の生前対策」については、気をつけていただけたらと思います。

**活子さん**：費用の問題は、私も気になっていました。葬儀費用等の実費や依頼した人への報酬は、どうお支払すればよいのか……。

**相談員**：一番分かりやすいのは、一定の金額を、受任者(死後事務委任を依頼される側を指します、以下同じ)に預けておく方法が考えられま



す。受任者も、預かった金銭の中から葬儀費用等を支出することができるため、安心して事務手続を行うことができますね。

**活子さん**：まとまったお金を預けるのは、少し不安もあります。

**相談員**：確かに、過去、死後事務委任を受任し、預託金を預かっていた公益財団法人が破産するといった事件も起きています。また、業務上横領や中途解約したときに返金されないといったトラブルも考えられるため、慎重に判断いただくとよろしいかと思います。

**活子さん**：ほかに、何か方法はありますか？

**相談員**：信託制度や保険制度を使うなどの方法もありますが、委任者自身で財産を管理しつつ、遺言書とセットで死後事務委任契約を締結する方法が考えられます。受任者が遺言執行者となり、委任者の相続財産から各費用等を拠出できるようにするというかたちになります。ただし、この方法の場合は事務手続費用が不足しないよう、注意しておく必要があります。

**活子さん**：死後事務手続の実費を差し引いて残った財産については、すべて受任者の報酬になるのでしょうか。

**相談員**：それは、遺言書等や死因贈与契約等で決めることができます。死後事務手続の実費と受任者の報酬を差し引いて、残った財産を自分がお世話になった団体などに遺贈寄付することもできます。あくまで死後委任契約とは別々の契約になります。

**活子さん**：それはよいですね。母校への寄付を考えてみようかしら。

## その他の生前対策

**相談員**：「その他の生前対策」も重要です。死後事務委任の契約書の作成を士業の人に相談すると、その他の生前対策の契約も併せて勧められる場合もあるかと思います。必要性等をしっかりと理解して検討するようにしましょう。

**活子さん**：ほかの生前対策ですか？ とりあえず、死後事務委任契約だけしておけば問題ない

のではないですか。

**相談員**：活子さんが心配されているいわゆる「孤独死」リスクなどに対処するため、死後事務委任契約締結の際には、「見守り契約」等も合わせて締結するケースが多いかと思います。

**活子さん**：見守り契約って何ですか？

**相談員**：見守り契約とは、こちらも読んで字のごとく委任者の「見守り」をする契約で、例えば月に1～2回程度面会を設定したり、適宜連絡を取って安否を確認したりするような内容になります。また、ホームローヤー契約といったかたちで、委任者の身のまわりの法律相談等も受け付けるサービスを提供する場合があります。

**活子さん**：確かに、死んだ後のことばかり考えていましたが、生きている間のこともしっかりと考えなければなりませんね。生きている間のリスク管理としては、ほかにどのようなことを考えておくとよいでしょうか。

**相談員**：やはり、生前のリスクとして考えておかなければならないものとしては「認知症」リスクになるかと思っています。死後事務委任契約と一緒に、認知症対策として「任意後見契約」を締結するケースも多いかと思います。

任意後見契約とは、認知症等が悪化して判断能力が不十分となってしまった場合に備えて、あらかじめ指定した任意後見人に対して、「療養看護」や「財産管理」を委託し、代理権を付与するための契約となります。死後事務委任契約との関連では、従前、死後事務委任契約の受任者という立場だけでは、委任者の死亡届の届出人となることはできなかったのですが、戸籍法改正により、任意後見受任者も死亡届の届出ができるようになりました。

委任者に親族等がおらず、死亡届の届出が困難となることが予想される場合には、あらかじめ任意後見契約を締結することも検討する必要があるといえます。

**活子さん**：死んだ後はもちろん、生きている間もさまざまなリスクから身を守ってくれるしくみがあるのですね。